

公募型競争入札実施要綱

滋賀県が発注する土木事業および建築事業に係る調査、設計等の業務の契約に係る公募型競争入札の実施については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）、滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号。以下「財務規則」という。）および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則（平成 7 年滋賀県規則第 92 号。以下「特例規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要綱（以下「公募型入札実施要綱」という。）の定めるところによるものとする。

1 対象業務

本要綱の対象業務は、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務および補償関係コンサルタント業務のうち「滋賀県建設コンサルタント等のプロポーザル方式に基づく特定手続実施要綱」記 1 各号のいずれにも該当しない業務であって、1 件につき予定価格が特例政令(平成 7 年政令第 372 号)第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める区分のうち、特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約の区分で総務大臣の定める額以上のものとする。ただし、土木詳細設計業務、建築実施設計業務その他の実施設計業務は本要綱の対象としないものとする。

2 参加表明書の提出

(1) 知事は、1 に掲げる対象業務を発注しようとする場合においては、当該業務に係る特定調達契約競争入札参加有資格者名簿に登録されている者を対象として、本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出を求めるものとする。

(2) 参加表明書の提出期限は、原則として、5 (1) の説明書の交付を開始した日の翌日から起算して 10 日とするものとする。

3 参加表明書の内容

参加表明書には、当該業務の特性に応じて知事が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。

- (1) 建設コンサルタント登録規定(昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 7 17 号) その他の登録規定に基づく登録状況
- (2) 保有する技術職員の状況
- (3) 同種または類似業務の実績
- (4) 当該業務の実施体制
- (5) その他知事が必要と認める事項

4 手続開始の公告

(1) 知事は、参加表明書の提出を求める場合には、次に定める事項について、県公報、掲示等により公告するとともに、その概要を公表するものとする。

- ① 業務の概要（業務名、業務内容および履行期限）
- ② 入札参加者に要求される資格要件および入札参加者を選定するための基準
- ③ 説明書の交付期間、場所および方法
- ④ 参加表明書の提出期限、場所及び方法
- ⑤ 入札執行の日時および場所
- ⑥ 関連情報を入手するための照会窓口
- ⑦ その他知事が必要と認める事項

(2) (1)の公告は、別添1の公告例によるものとする。

5 説明書の交付

(1) 4(1)の公告後速やかに、次に定める事項を記載した説明書の交付を開始するものとし、入札執行の日の前日まで交付するものとする。

- ①業務の詳細な説明
- ②参加表明書の作成様式および記載上の留意事項
- ③参加表明書の提出期限、場所および方法
- ④入札参加者に要求される資格要件および入札参加者を選定するための基準
- ⑤説明書に不明の点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間およびその回答方法
- ⑥書類等の作成に用いる言語、通過および単位
- ⑦公告の写し、契約書案、仕様書案
- ⑧支払条件
- ⑨その他知事が必要と認める事項

(2) (1)の事項ならびに次に掲げる事項を説明書において明らかにするものとする。

- ①参加表明書は、説明書において示す様式により作成すること
- ②提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は入札参加者として選定されないこと
- ③参加表明書の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
- ④提出期限以降における参加表明書の差し替えおよび再提出は認めないこと
- ⑤提出された参加表明書は返却しないこと
- ⑥提出された参加表明書は、提出者に無断で使用しないこと
- ⑦参加表明書に記載した予定技術者は、病床、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更することはできないこと
- ⑧参加表明書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止基準に基づく指名停止を行うことがあること

(3) (1)および(2)に掲げる説明書は、別添2の説明書例によるものとする。

6 入札参加者の選定

(1) 知事は、提出された参加表明書の審査を行い、審査の結果を踏まえ、滋賀県建設工事等指名競争入札参加者の格付および選定基準（以下「選定基準」という。）第6条の規定に基づき、参加表明書を提出した者の中から当該業務の競争入札に参加する者を、滋賀県建設工事等契約審査委員会の審査を経て、指名するものとする。

(2) 指名から入札までの期間は、原則として40日間以上とするものとする。(3) 知事は、(1)の参加表明書の審査を行うために、必要に応じて、発注主務部局に参加表明書評価委員会を設けるものとする。

(4) 参加表明書評価委員会の構成は、次の例によるものとする。

- (委員長) 発注主務部局長
- (副委員長) 当該部局の次長
- (委員) 担当課長および業務担当関係課長

7 非指名理由の説明

(1) 知事は、参加表明書を提出した者のうち当該業務について指名しなかった者に対して、指名しなかった旨および指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知するものとする。

(2) (1)の通知を受けた者は、通知をした翌日から起算して7日（滋

賀県の休日を守る条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、知事に対して非指名理由についての説明を求めることができるものとする。

（3）知事は、非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により回答するものとする。

（4）（1）から（3）までに掲げる事項については、5（1）の説明書において明らかにするとともに、（2）に掲げる事項については、（1）の通知において明らかにするものとする。

（5）（1）の通知は、当該業務に係る指名通知と同時に行うとともに、非指名理由については、選定基準第6条第1項各号のいずれの観点から指名しなかったかを明らかにするものとする。

8 苦情申立て

本手続における指名業者の選定その他の手続に不服がある者は、滋賀県特定調達苦情検討委員会に対して苦情申立てを行うことができる旨を、5（1）の説明書において明らかにするものとする。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。